

令和5年度砂利採取業務主任者試験 千葉県受験案内

千葉県では、砂利採取法第15条第1項の規定による「砂利採取業務主任者試験」を下記のとおり実施します。

「砂利採取業務主任者」は、砂利採取場において法に基づき認可された計画に従って安全に砂利の採取が行われるよう監督する責任者で、砂利採取場を管理する事務所ごとに配置することが定められています。

1 試験日時

令和5年11月10日（金）午前10時から正午まで（受付は午前9時から）

2 試験会場

ホテルプラザ菜の花 3階「菜の花」（千葉市中央区長洲1-8-1）

3 受験資格

年齢、性別、学歴、住所、国籍等一切の制限はありません。

4 試験内容

(1) 試験方式 択一式筆記試験

(2) 試験科目及び問題数

ア 法令問題 10問（全問必須問題）

イ 技術問題 15問（必須問題7問及び8問のうち3問の受験者選択問題）

(3) 配点及び合格基準

配点は、1問につき10点で200点満点です。

合格基準は、総得点が130点以上で、かつ法令問題及び技術問題の得点がいずれも60点以上です。

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書並びに受験票及び受験票控（受験票控に「イ」の写真を貼付してください。）

イ 写真（縦6cm×横4cm。出願前6か月以内に撮影した背景無地、無帽、正面上半身像のもの。裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載してください。）

ウ 返信用封筒（郵送による出願の場合に限る。受験票送付のため、長形3号封筒に送付先を明記の上、84円分の切手を貼付してください。）

(2) 受験手数料

千葉県収入証紙8,000円（受験願書に貼付し、消印はしないでください。）

※ 収入証紙は、県庁中庁舎地下売店、各地域振興事務所出納課等で販売しています。郵便局等で販売している『収入印紙』ではありませんので御注意ください。

※ 一度払い込んだ受験手数料は、返金しませんので御注意ください。

(3) 受験願書の受付

- ア 提出先 千葉県商工労働部産業振興課資源対策室
- イ 受付期間 令和5年10月6日(金)から19日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- ウ 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- エ 郵送の場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留で送付してください。
なお、令和5年10月19日(木)までの消印があるものを有効とします。

6 受験願書(受験票及び受験票控を含む)の請求

- (1) 郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書〇部請求」と朱書きし、返信用封筒(角形2号封筒に郵便番号、住所、氏名を明記し、切手(1部の場合は120円、2～3部の場合は140円)を貼付したもの。)を同封の上、千葉県商工労働部産業振興課資源対策室へ請求してください。
- (2) 千葉県商工労働部産業振興課、各地域振興事務所地域環境保全課及び千葉県土砂事業協同組合連合会で配付します。
- (3) 千葉県ホームページから受験願書等をダウンロードし、A4判白紙(薄紙、色付紙、感熱紙等は不可)2枚に印刷して使用できます。

7 受験票の交付

- 郵送で出願した場合は、返信用封筒に入れて受験票を郵送します。
令和5年11月1日(水)までに到着しない場合は、商工労働部産業振興課へお問い合わせください。
受験願書を持参した場合は、その場で受験票を交付します。

8 合格発表

- 令和5年11月30日(木)午前10時から、千葉県庁掲示板(県庁中庁舎1階)及び千葉県ホームページで、合格者の受験番号を発表します。
また、合格にかかわらず受験者には文書で通知します。

9 合格証の交付

- 合格通知とともに簡易書留郵便(転送不要扱い)で住所地へ送付します。

10 試験結果の開示

- 総合得点及び科目別得点は開示します。手続きは試験の際に説明します。

11 その他

- (1) 千葉県ホームページアドレス
<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/shikaku/jari.html>
- 〔千葉県ホームページ(トップ) → 『しごと・産業・観光』 → 『しごと・雇用』 → 『資格・試験』
→ 『砂利採取業務主任者、土採取現場責任者及び採石業務管理者試験について』
→ 『砂利採取業務主任者試験について』〕
- (2) 問い合わせ先【受験願書等送付先】
千葉県商工労働部産業振興課資源対策室
〒260-8667
千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁本庁舎14階
電 話：043-223-2735 FAX：043-222-4555